

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 平成31年1月8日（火）
午前9時から午前11時24分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 傍聴者 1名
- 6 事務局出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 7 会長あいさつ
- 8 協議事項

（1）ふれあいトークの報告書について（鈴井町、泉町、稲荷町）

【鈴井町区】

- ・側溝の整備 2点目 推奨事業→水質障害対策事業

【泉町区】

- ・4ページ（介護について） 前面オープン→全面オープン

木村議員：各人の発言をすべて掲載しているが、要約のほうがわかりやすいのでは。今後の確認として。

【稲荷町区】

- ・タイトルが記録者名になっているものを、稲荷町区に訂正。

（2）ふれあいトークの報告書について（中野町、農業委員会、文化協会）

【中野町区】

- ・2ページ 行くときにはなしている。→話している。
- ・4ページ 立てば→建てば
- ・6ページ 仙名→仙奈
- ・1ページ 作ってくれるといいかな。→作るとよい。

【農業委員会】

- ・黒川議長挨拶 あいませ→ありますが
- ・丹羽会長挨拶 松野→末の、策定しなけいかなければ→策定しなければ
- ・櫻井委員長挨拶 総務産業常任委員会→総務・産業建設常任委員会、私たちが自然災害に備えることができない→私たちは自然災害に備えることは難しい
- ・4ページ 共催→共済、夢銀河→夢吟香
- ・5ページ 行である以上→業である以上
- ・終りの挨拶 下品種改良→品種改良

宮川会長：議会では深掘りしてこなかったことを指摘されているので、総務・産業建設常任委員会で議題にさせていただき、政策に繋がれたらいいと思

う。

【文化協会】

鈴木議員：議会から質問する場面があったが、どう記載したらよいか。

梅村副会長：一番上の行に、「議会の応答/議会からの質問」と記載すればこのまとめ方でよいと思う。

宮川会長：どちらが先か、質問の順番がわかればよい。

- ・ 3 ページ (反論) → 削除
- ・ 1 ページ 開館 → 会館
- ・ 5 ページ 棋士 → 市吹、断の雰囲気 → 団の雰囲気、照明 → 署名

木村議員：議運で話したことだが、協議会でも挙手をして指名して発言しないと、事務局が議事録の整理に苦労している。どんな会議でも徹底する。

(3) その他

【議会報告会の日程について】

大野議員：3月定例会前のふれあいトーク議会報告会について。日程と会場を早く決めたい。

宮川会長：新年度予算を公にするタイミングは告示の後でいいか確認した。告示後であれば、記者会見の前であっても市側は問題ないという見解である。15日が告示日、15日以降であれば公にしてもかまわない。15日～22日までのところで開催が望ましい。17日しかないかなと思う。みなさんの意見をいただきたい。

宮川会長：総合体育文化センターか、消防署か。

大野議員：五条川小学校の放課後児童クラブは、一般開放も行う予定だったが、使えない。

宮川会長：昨年の話だが、目的外使用になるので、児童館行事が入っていれば、それを最優先する、設置目的に合わせることだった。何もなければいいが、日曜日で開放されていれば使えない。前回が南だったので北でやりたいというご意見だ。空いている施設を探して、場所と日にちを確定しなければいけない。

(日程調整)

宮川会長：17日(日)午前または23日(土)午後を候補とし、市の北部地域で会場を探すこととする。

9 報告事項

(1) サポーターとの意見交換会について

鬼頭チーム長：昨日、議会運営委員会で、質問書が五十数件出ている議会サポーターの声に対する回答を作成した。これを意見交換会で提示する。

宮川会長：何らかの形でまとめが出るのか。

鬼頭チーム長：その通り。事務局がやってくれる。議員も手伝いできればしたほうがよいかと思う。

宮川会長：意見交換会の日程は。

鬼頭チーム長：1月24日（木）午後7時から、26日（土）午後1時半から、合計2回。

宮川会長：事務局、どうですか。間に合いそうか。

木村議員：昨日の議運のことを発言すると、回答書をサポーターに事前に渡したいというのがあって、努力してほしいと事務局に頼んだが、それは難しいという話だった。最低限その場で渡すことは大丈夫だと思っている。

宮川会長：少人数の中で作業量が増えているので、無理を言えない。何か議員で出来ることは。

木村議員：堀議員が回答の素案を作っているので、その通りでいいというものもたくさんあるので、そんなに大変ではないと思う。必要なら議会運営委員会の正副委員長でやるしかないと思っている。

宮川会長：議会運営委員会の正副委員長で、事務局と協力しながらできるだけ早い段階でお願いしたい。

梅村副会長：意見交換会に向けて。よく発言されるサポーターの方がいるので、このままやっても会は成立すると思うが、議会として、なぜこれやるかを押えて、次第等を作成した方がいいと思う。制度、改善点がないかどうか、制度の進め方を聞いたほうがいいし、それと、でてきた意見で、議会の運営全般について意見が出ているので、その内容についてやったり、新たな意見でやったり、ということが想定される。進め方のこともテーマにしていきたい。

木村議員：次第は想定できていると思うが、出てきている意見についての回答をするのが最初で、それ以降に感想など意見を出してもらって、それに対して答える、そういうことをやったうえで、もう一つ課題があって、議員の改選があるが、改選後、7月までの任期だが、その任期で来年度どうしていくのか、サポーターの体制を、再選は妨げないので、意思を確認することも必要だろうし、場合によっては公募せずに無作為抽出だけで選出することもどうか。来年度の体制についても議論ができればと思う。

宮川会長：来年度の体制は、改選後にすぐ取り掛からなければ間に合わない。フォーマットのなものや、流れに関しては1回やっているもので、手探りにはならないと思うが、どのタイミングでどう進めるか。

梅村副会長：当初制度を作る時に、サイクルとして3月末から4月に次のことを準備しないと間に合わないということは想定されていた。

堀議員：私は次第をしっかり作成しないといけないと思う。そもそもサポーターは、議会の運営に関する意見を文書で出してもらうことが主である。それ以外の市政に対する要望も含まれて、それについては敢えて回答しないという扱いをしたものもある。しかし、今度の意見交換会は、議会基本条例に基づく意見交換会と同質にとらえてもよいと思う。自由な意見交換ができればいい、次第としてきちんと押さえておく必要があると思う。

宮川会長：次第の中で明確に2つ分けて、議会に対する改善要望もしくは指摘に対する議会としての話し合いと、執行機関も絡んでくる部分だと思うが、その意見を受けて、執行機関に議会として流すという作業、2系統で進めるということを考えればよいのか。それが一番整理されていいと思う。内容まで入ってしまうとどうかと思うが、改選後の取扱をどうするかという話があったが、特に新人議員に対して議会のあり方や法的なものに関するレクチャーをやるべきではないかという意見もあったと思うが、改選後、議会としてどういう取扱いができるのかということ、このタイミングで決めておいたほうが、内容は今後の話になるが、どのタイミングでどういう主旨で、新人さん及び我々も改めて新人のつもりで話を聞くこともいい勉強の機会だと思う。そこのタイミングで、新人に対するレクチャーとともにサポーターとの関わり方とか主旨みたいなものを伝えていくというのはいいと思う。

堀議員：それは分けて考えたほうがいい。新人議員の勉強会は、昨日議運で回答を作った中で、今後検討していくとしたので、時間をかけてカリキュラムをどうしていくかをやっていく。サポーターについては、新しいサポーターに対してどんな風に説明会を開くかは別問題で、追加意見だが、100人定員があって、100人いたら大混乱になってしまうという話があって、二十数人でやっているが、だからといって無作為抽出だけ、公募だけというのは違うと思う。主旨と違うと思う。

宮川会長：かたちは違うと思うが、土浦市では市の執行部が開催している100人委員会という、イメージ的には可児市がやっている小さなグループで集まって、大きな会場で、そこから出てきたやつをどう政策につなげるかということをやっている。人数が多いからということよりも、主旨をみなさんに納得してもらって集まってもらうことのほうが、幅広い意見が得られるような気がする。執行機関が開く会議体と我々がめざす会議体は違うので、絶えず進化する意味合いでいけば、課題としていろいろ考えていくことが必要であると思う。今後のサポーターとのキャッチボールの中で

進める話だと思う。課題ということになる。

木村議員：二つの問題があって、一つは新人議員に対する研修の問題、これをどうしていくのかというのはどこかで考えなければいけないと思う。事務局も含めて、となると思うので、議長・副議長で協議するのかなと思うが、そういうことを考える期間を作らなければいけない。サポーターのことを今後どうしていくのかも、今日は問題提起でいいが、次の会議に、時期はどうするのか、粗方決めておかなければいけないと思う。どういう人たちで話し合っ決めていくのか、はっきりさせておいたほうがいいと思う。もう一つ、サポーターとの意見交換会で次第を作ると言ったが、だれがやるのかが明確になっていないので、決めておいたほうが、混乱が無いと思う。責任をもってやるということで。

宮川会長：鬼頭チーム長の下でチーム会議を開いてやるというのが、協議会で積み上げていくと時間がかかるし、全員集まるのは難しいので、チーム長に一任するというので、木村議員も堀議員も意見をいただいたので監修をお願いします。

（２）プロジェクトチームからの報告

【チーム２３】

梅村チーム長：資料に基づき説明。

宮川会長：確認だが、第 23 条見直し案で、第 4 項に「任免権を行使するものとし」とあるが、その範囲について。現実問題としては市の職員の出向というかたちをとっているの、議長に拒否権もあるということを暗に示していると読み取っていいのかどうか、行使の範囲がどこまでなのか、現実とかけ離れても意味がないと思うが、いかがか。

梅村チーム長：チームの中でもその点を危惧することはあって、任免権を盾に、議会だけの思いが強すぎて無茶をしてはいけないという意見もあったが、任免権は法律上あるものなので、記載することについては問題ないでしょう。押さえなければいけないのは、議会の事務局職員人事は議長に権利があるということを押えておかなければいけなくて、必ずしも市長の執行機関側が決めて送られてくるものだけではないということを押えておかなければいけないので、このように表したほうがいいというのと、無茶をしてはいけないと思うので、運用においては、議長になった方が配慮しながら市全体のバランスをみながら議会の中でのよりいい人事をしていく。そういう考えのもとにやるべきではないかという考えである。

木村議員：自治法で定められていることの範囲なので、これを振りかざしてということではないし、任免権が議長にあるのは法律に定められているわ

けで、事務局長や職員全部に関して任免権があるということを定めているので、その範囲でいきたいということである。それを改めて書いたということである。

黒川議員：第4項「任免権を行使するもの」と言いながら、「あらかじめ市長と協議を行う」ということで、相反するような感じで受け取られかねない。独自に採用することができない小さな自治体では悩ましいところである。現実的には、市長の言いなりでもいいだろうし、議会が独占的に権限を行使するといっても実態的に難しい。条例上は議長の任免権を法に基づいて謳いながら、「あらかじめ市長と協議を行う」といったところで、運用面で双方の努力が必要であると理解する。現実的に4月異動について、2月に市長部局と協議を行う。その時に人の名前も具体的に出ながら協議をしているということでこの間きているので、これを入れたからといって大きなハレーションを引き起こすものではない。立ち位置をはっきりさせる意味合いでいいのではないか。ただ、運用の解釈だけは誤らないでほしい。

宮川会長：意識をどう変えていくかが大きいと思う。大日本帝国憲法の当時は、議会事務局長は市長の次、副市長より権限が大きかった、人事における最優先事項の位置付けがされていた。最近、いろんな市町から（視察に）来ていただいて意見交換している中で、議会事務局長の人事が、人事の中でいちばん最初に話し合われ、そこが決まって初めて他の総務部長や各部長が決まっていく、そういう体制をとっている自治体が複数あったことが印象的である。自治法上でも憲法上でも、市長に対峙する一つの団体としての議会の意思決定機関の事務処理をするトップなので、その位置付けはかなり重要であると認識して、議会だけが言うのではなく、執行部にもそういう意識をしてもらうことを進めていかなければいけないと思う。大事だということを認識してもらうことから始めないと前に進まないと思う。

梅村チーム長：新旧対照表の作成や例規審査を。

宮川会長：この内容に関して問題が無ければ、次のステップとして、条例変更なので、正規の手続きをとらなければいけない。議運の中で整理して、手続きを議運で進めてほしい。3月議会に提案する。

梅村チーム長：新旧対照表とか、事務局で作ってもらいたい。

宮川会長：議案として出せるようなかたちにさせていただく。1月11日（金）の議会運営委員会で取扱う。

（3）今後の視察予定について
資料のとおり

(4) その他

梶谷議員：サポーターとの意見交換会について、24日、26日のサポーターの参加状況はどうかを確認したいのと、議員は分けて出るのか、どんな参加にするのか、確認をしたい。

宮川会長：サポーターの返信はどのようになっているか。議員の対応をどうするのか。基本的には幅広い意見を、全員集まっても15人なので、意見交換する上では全員参加が望ましいと思うが、負担であれば分担するという手法もあると思う。意見があれば。無ければ、基本全員参加となるが、よろしいか。

(音声不明瞭)

堀議員：バランスもあるので、サポーターの参加の人数でバランスとったほうがいい。

議会事務局長：24日が3名、26日が11名、出席の回答をいただいている。

宮川会長：このタイミングで回答がないとなると、たぶん出てこない。

(調整)

宮川会長：24日(木)議席番号偶数の7名、26日(土)議席番号奇数の8名、但し議長は両日出席、副議長も強制はしないが両日とする。

10 その他

大野議員：1月17日のマニフェスト研究会が実施する研修会について、現在101名の申込があった。当市議会から参加できる方は。

(9名挙手)

大野議員：それから、監査委員の任期を2年がいいのではないかという経験者の意見があったが、その後、もう一回ここで協議しようという話があったままである。方向性はどうするのか。3月までには決めなければいけない。協議事項のところで言うべきだった。

宮川会長：今日はふれあいトークの報告のボリュームが多かったので、時間をいただいて、みなさんの協力もありずっと進んだ。課題としては、正副議長の複数年も含めてか。

大野議員：正副議長の複数年制は、議運でも申し合わせ事項として確認した。監査委員は、もう一回ここで話し合おうということで、ストップしていて、何も決まらないまま。経験者は2年がいいのではないかという話が出たが、そこで止まったままである。方向性を決めていただきたい。

宮川会長：副議長まではいっていない。議長に関しては、申し合わせ事項の中で、条例や規定の中で決めてしまうと自治法に引っ掛かるので、申し合

わせ事項というかたちで、複数年で明記したらどうかというところまでで止まっている。そこは議運で扱う内容か。

黒川議員：申し合わせ事項として議運で決めてもらう。それは文書で残す。

堀議員：副議長の2年制、監査委員の2年制も含めて、この場で一度議論しないとだめだと思う。

【副議長の複数年制について】

黒川議員：副議長も職責は大きなものがある。その一方、個人の議員としての活動は大切なことで、副議長は次の議長への人材育成の場でもあるので、私は1年単年制で、より多くの方に経験してもらうことが大事であると思う。副議長の複数年ではなく、現行同じように1年の任期としたほうが良いと思う。

（異議なしと呼ぶ者あり。）

宮川会長：副議長は、議長の下で議会全体の中を見ていく、議会内の調整はどうするのかという経験を積むという意味合いでいけば、より多くの方に経験していただくということはいいと思う。副議長は単年とする。その部分は触らないので議題に挙げないということで、確認をしたいが、よろしいか。異議なしということで、副議長は従来通りとする。

【監査委員の複数年制について】

大野議員：1年ではあっという間に終わってしまうので、2年任期でじっくりやったほうが良いと思う。

梅村副会長：5月からの2年で、執行機関のサイクルと、監査のサイクルと合うか。2年やっても、どこかで隙間が出てしまうとか、切り替わりの時が出てしまうとか、そういうことはないか。把握できていないので。

大野議員：いきなり決算審査から入る。2年やると、中間監査と決算と両方できるので、そうすると中間のところも全部の課を監査するわけではなくて、交互に、2年交互にやるので、2年に1回中間があるということになっているので、全部のところが把握できて監査できる。1年丸々できるということで、すべての課も詳細にわかることになるので、そちらのほうがよい。ベストではないがベターである。

梅村副会長：2年でも、議会人事は5月と決まっているが、時期を6月とか秋にずらすとか、そうすることによって、もっとぴったり当てはまるとか、そういうことは考えられないか。

大野議員：改選後、監査委員も正副議長もいないことになるので、短期間の人事ということができないので、そういうことはできないと思う。

梅村副会長：2年任期の内の1年目は、これまで通りのかたち、いきなり決算に入っただけの役割があって、2年目にしっかり監査ができるメリットがあるということか。

宮川会長：考え方だと思うが、議会選出の監査委員であって、あえて議員でなければいけないというわけではないと理解している。サイクルの問題もあるが、代表監査委員との兼ね合いも出てくる。正副議長が変わるタイミング、そして代表監査まで変わったタイミングで、議会の監査も変わってしまうというのが良いのか。どう整理するのか、議会だけで考える話ではないし、梅村副会長が言うように、市全体の監査をどうするのかということなので、執行機関との兼ね合いも出てくると思う。その辺をどのタイミングでどういう考え方で選出するかが、大きなキーワードだと思う。

堀議員：監査委員としての機能を第一義的に考えれば、複数年制のほうが望ましいと思う。そのうえで、監査委員になったら監査の研修に行くとルール付けしなければいけないし、宮川会長が言われた、タイミング的に代表監査委員が辞めるタイミングが来るかもしれない、その時に2年目の監査委員がいるほうが望ましい。今のトレンドはどうなのかわからないが、基本的には法令上は4年、議長と同じ4年だと思うが、それを慣例的に単年度で、議会人事としてのことを優先した関係で単年度になっている面がある。私は大野議員に賛同する。2年制がいいと思う。

黒川議員：従来から監査委員は独任制である。議会から議員を送り込んでも、その議員は独任制の監査委員として活動する。議会は監査請求権がある。しかし、全国的に発動された例は極めて少ない。なぜかという、議会から議員を監査で送り込んでいるのが一つの障害でもある。そうであるなら、監査委員が行う監査の内容について、議会に対して情報提供があっているのではないかと。そういう意味合いでは、議会が進める監査と、監査委員が行う監査と、どこかで接点を持つ必要があるだろう。そういうことを、今度の議会から送り込む監査委員には期待したい。そういうことをやろうとすると、複数年で腰を据えてやったほうがよい。昨年、一昨年11月、初めて指定管理者の団体についての監査があった。監査がやる領域は広がっている。議会の意思も監査のほうで何らかの形で発揮していただきたい。私は期待するところが大きい。2年任期に賛成する。

宮川会長：私も複数年制を提唱する立場の人間であるが、1年目は勉強するという、滑走路状態では議会としてはまずいと思う。今は議会人事の一つ、重要なポストの一つとして捉えられているが、多くの議会が、議長経験者もしくは副議長経験者、全体を一步下がったところから見る経験をした人間がついているように聞いている。点でしかものが見えないような方が、

議会選出の監査委員になるケースは他市では少ない。多くの経験を積んで、少ない人数でより多くの議会力を上げていくという意味合いで言えば、経験を積んでもらう、それは研修を受けたうえでやるのは大切だが、議会として選出して送り出す以上は、胸を張って送り出すような方を今後意識的に出していくということも重要である。そのうえで、私も、じっくりものを見る必要性を考えれば複数年制が望ましいと思う。

堀議員：単年制が望ましいという意見が出ていないが、一つ押さえてほしいのは、個々の議員としての活動に制約がかかること。今まで問題になってきたことで、監査委員として知り得たことをもって、質疑をする、一般質問をするということを、きちんと別の人格というか別の機能であるということ、議員としての機能と監査委員としての機能を別に分けて考えて、どのように整合性をとって理解するかというところを押えておく必要があると思う。

関戸議員：堀議員の話だが、今まで何十年間も監査委員を1年でやってきたのは、今の理由が強いと思う。そこを解決してから2年にするほうが良いと思う。

宮川会長：解決する策としては、どういうことが想定されるか。

堀議員：私は監査委員になって研修に行って、経験の長い監査委員からレクチャーを受けて、議会の中でこの程度までは質問してもいいと私は判断して、している。執行機関からは過去の慣例からすると、それは監査委員として云々という話になる。執行機関を含めてその合意形成も、少なくとも議会の中で分別・区別をつけて、一定のラインを理解しないと、今みたいな話になるので、そういう確認を定期的に押えておく必要がある。

塚本議員：私の経験から言うと、監査委員の必携がある。監査委員がやるべき仕事、それをまず読めばいいと思う。もう一つ、今の監査委員事務局の研修は、ほとんど総会の予定の中であって、その予算はついていないと思う。それと、監査でいちばん必要な健全化指標の見方というのも、そういう研修をやっていけば人格、監査委員のやる仕事がついてくると思う。それをやれる人間であれば1期生でも2期生でもいいと思う。当局にもの言える人格ができていけばいいと思う。

宮川会長：過去の全体像が見える人間をと言ったのは、1期生だからだめだということではなく、客観的にものが見えるような経験値を持った人間を議会としてどうやって選出して送り出すかということが必要である、そういう意味で言った。私の経験値で言うと、議会の調査権はこちらから投げかけて初めて出てくるものである。監査委員の調査権は、一定のルールのもとで、向こうから材料を出して、それに対しての課題をどうみるかとい

うのが大きい。どういうかたちで情報が上がってくるのかが大きいと思う。監査委員の時に、表に出ている情報としてあるのか、あるいは内部の調整の中でやっているのか、確認したうえで、出ているものは公の情報なので、それに基づいて質問した。まだ計画段階で外に出ていないものに関してはタイミングを見るというふうに心がけていた。そうやって自分は整理してきた。研修を政務調査費の中で個人として受けるのか、議会費として出すのかというのは今後の課題である。研修も、毎年会計制度が変わるので必要である。

梅村副会長：議会選出の監査委員の役割が、市の事業の内容に対して指摘をすることであれば、1年であってもできるのではないか。議員経験があれば決算等で見えてきているので、1年でもできるような感じがするが、そうではない難しい監査としての役割がまだあるのか。

宮川会長：監査は数字が先行して出てくる。その意味を理解するまでに時間がかかる。2回目に監査委員をやった時にわかる部分もあった。年齢的な人生経験に基づいてという判断も必要だと思うが、一定のルールのもとでどう進めていくのかという、その根本をどう理解していくのか、そこに出されている数字がどういう意味合いを持っているのかというのを、できるだけ早い段階で理解できるような、研修も含めた経験値をどう積んでいくのかが、大きな一つの課題である。永遠の課題だと思う。1年目より2年目のほうが深い観察ができるし、3年目、4年目のほうが、継続的にものを見られることになる。議員としての見地とは違うレベルでものを見なければいけない、それが求められているというふうに自分を戒めていたつもりである。

鈴木議員：私は経験ないが、2年制を推奨されていて、1年目はわからない、勉強しながら手探りで、2年目でいろんな監査に携わって意見が言える、2年経って、また新しい議選の監査委員が誕生した時に、また1年目はあまり機能しない。そういう議選の監査委員でいいのか。不安になった。サポーターからの意見もあったが、議選の監査委員は必要なのか。議会選出の必要があるのかという議論に戻ってしまう。会長が言ったように、議選の監査委員は議員がやらなくてもいい。議会選出だけで、議員でなくても、どこかの会計士、あるいは定年退職した長けた人を選んで監査委員になってもらって、その人から情報をもらうという方法もある。あり方が、根本的な議論をもう一度する必要があると思う。

堀議員：そういった誤解につながると良くない。議選の監査委員は必要だと決めた時の議論は覆さないようにしないといけないと思う。滑走路という話と助走期間で機能しないという話は絶対に駄目だ。執行機関の機能なの

で失礼だし、岩倉市のためにならない。1年目から機能する人選をしないといけないのは基本原則である。2年目は、さらに問題発見の醸成をされたり、コツをつかむと数字の見方ができるようになったり、そういったことでの宮川会長の意見なので、誤解のないようにしていただきたい。

大野議員：当たり前のことだが、監査事務局とも一緒になってかなり勉強しないと監査委員はできないので、それを怠ると、ただ居るだけとなる。代表監査委員と綿密に打ち合わせをする、事前の勉強をするときもある。誤解のないように。実はしっかりやっている。1年しかないからやっていないというわけではなく、一つの課が1時間くらいのペースで進んでいくので、質疑する時間もかなり短い中で、テクニックやタイミングが最初は難しい。それだけが助走期間というかたちになる。そういうことがわかったうえで監査委員を務めないと、かなり勉強しなければいけないということは間違いない。だから、相応しい人を送り出そうということだと私は理解している。

関戸議員：この議論は、どんな方法をとっても、2年間、議員活動にある程度の制約がかかるので、それを良しとするかどうかではないかと思う。

大野議員：決算審査中の発言には一定の制約はあるが、一般質問に制約があるわけではないので、監査で知り得たことを一般質問で、公表されていないことを質問すると、かなり問題になるが、それは度量と器量と品格を持っている方がなれば問題ない。監査委員でも一般質問している。それ以外の市政への提言はできるので特に問題はない。制約があるというのは、決算審査中のことについての発言には気をつけようということだけだと思う。

塚本議員：合議で決めなければいけない時は代表監査委員と二人で報告書を作る等、両方の合意がないとだめだが、1人で市の書類を見ることができる。それは議会がめざすチェック機能の最高の権限がその議員に与えられているということである。それには守秘義務があって、外に漏らしてはいけない、直さなければいけないことは監査委員会の中で指摘して直す。それを守れば、最高のチェック機能、議選の監査委員がめざすところだと思う。そのためには、そういう人格の人が入れば当局も良くなっていく。もともと監査委員制度は地方自治法制度上なかった。ただ、当局が自分たちで、例えば民間の監査委員と当局だけやっていたらわからない部分があるから、議選の監査委員を地方自治法に入れたという歴史もあるということを知っていただきたい。だから、議員の活動に制約があるというのは、あくまで守秘義務であって、議員活動はいくらでもやってもらえばいいと思う。

宮川会長：こういう議論に入ると、経験者の経験値が優先される部分があるが、原点に帰った時に、議会としてどういう位置づけで出すのか、議選の監査委員は、どういうことが期待されて、市民からも議会からも期待されて送り出されているのかという自覚を持って進める。それが1年目でも複数年でも、その原点は変わらないと思う。できれば、少数意見であっても反対意見があるなら、そこを払しょくして進めていかなければ。これは多数決で決めるような内容ではなくて、議会の品位や資質が問われる部分であると思うので、ここで意見があれば出していただいたほうがいいと思う。結論は議運の中で決めていかなければいけないので、議運に送るということは、最終的にどこで結論付けるかは、その時の委員長の判断に委ねられるが、どこかで賛否をとらなければいけない。こういう合議の機会でみなさんの意見をいかに出すかというのが、今後の議運での議論のベースになるので、率直な意見、疑問も含めて出していただいたほうがいい。

須藤議員：みなさんの意見を聞いて思ったが、2年任期で監査委員をやると、責任が重くのしかかるような気がした。そうすると、やり手がなくなる気がする。1年で一回りして、2年目で勉強になるということだが、また議会にも報告して、と言われるが、守秘義務もあるし、どこまで報告できるのかという疑問もある。1年でみなさんに経験してもらって、勉強してもらったほうがいいのではないかと気持ちが変わった。最初は2年と言っていた。専門性を求めるなら、外部の人を送り込んでもらったほうがいいと思う。

梶谷議員：私も1年やったが、難しい課題で、かつては議員が22人いたが、15人の中で監査委員を出すことの、かつてとの違いを感じる。少なくとも1人を2年、監査委員の役割としては2年がいいと、今までの議論の中で私も思うが、15人になった中での1人の議員を2年監査委員で送ることの重みや難しさという点で迷っている。

堀議員：そこは塚本議員が言ったように市全体のことを考えなくてはいけないと思う。議員として質問することも市のためである。監査委員となって、専門性の高い知識を身に付けて、事前に問題点を発見する能力、課題発見能力、それを活かして、問題が顕在化して大きくなる前に未然に防ぐ、それが市のためである。そこを理解していただければ、おのずと答えは出てくると思う。

宮川会長：22人でまとめられた監査委員の仕事というのと、今の15人で言うと、議長が言われた独任機関としての監査委員という位置付けからすると、求められるベースは変わっていない。議会選出だが、議会の諜報員を出しているわけではないので、あくまでも自然体の監査をちゃんとで

きる、堀議員が言われたような、市民から指摘されて新聞沙汰になる前に、問題点があれば執行機関の中で、直すべきは直す、正すべきは正す、そういうことを促すのが監査委員の、議選だけではなく、代表監査委員にも求められる本来の仕事だと捉えれば、それはいいのかと思う。滑走路という表現が良くなかったが、ゼロベースで送るわけではない。あくまでも議会として、この人が適任だという人間を送り出すべきもの。ただ、数字が並んでいると、今まで扱った数字と違うもの、違う観点で見なければいけない時に、議員の経験値がいくらあっても、監査としては、少し違う視点から見なければいけないということを考えると、複数年、複数回数、経験を積むことによって、また新たなものが見えるということはあると思う。

関戸議員：2年を否定しているわけではなくて、発言の制限ということではなくて、それ以外に、色々な勉強とか、色々な制約が発生する。それをみなさん全員が2年間共有するということであれば、2年で構わない。やったことがないので、どういう制約があるか理解できないので、判断は難しいということを申し上げているだけである。

塚本議員：私の経験でしかないが、監査委員の義務もあるし、監査委員としての服務もあるし、服務規程もあるし、監査委員としての服務権限もあるので、そこだけ守ってもらえればできると思う。1年がいいか2年がいいか、2年やったとしても人格的にできていなければ、辞職しない限りやめなくていいという強い権限がある。議会からも議員からも何を言われても頑張れるという権限が監査委員にあるということも覚えておく。

堀議員：関戸議員が言っているのは、決算監査の時に1か月、かなりの時間拘束される等、そういった意味で、その分報酬は出ているので、仕方ないし、それをみんな一致できればいいですということ。

塚本議員：議員で監査委員になれるという重みと職責を感じ取ってもらえばいい。日程的に大変。

宮川会長：私は以前やった時が改選期だったので、選挙期間中に監査をやった。

大野議員：7月と2月と、自分の日程は入らない。決算監査と中間監査でおさえられている。それは制約ではなく、立場であるから、制約ではないことを理解いただきたい。監査委員としての立場として行う執務である。それは制約ではない。

宮川会長：どう捉えるかである。

塚本議員：私が監査委員の時は、具体的に言うと、議会基本条例をやっていたが、議長に申し出て、本会議・委員会以外は、監査委員を優先、欠席になるがやっておいてください、その後、情報は事務局か会長から聞いて、

調整してやってきた。

梅村副会長：元に戻るかもしれないが、昔、9月議会の質疑は前任も制約がかかるとか、そういった話合いがあったということは、監査委員の職務として毎月見てきたものの決算の議会になると、その時には人が替わっているから。だから2年やれば、毎月見てきて決算議会の前の集中的な監査を受けて、責任をもって決算書の責任者として提出できるという流れが組めるから2年にしたほうがいいのではないかという理解でいた。

宮川会長：より深みを増すという意味合いで言うと。

梅村副会長：切替えの時だけは、手薄になるが、決算議会の時に退席する人は、1年かけて見てきた監査委員でもないのに退席してしまう。集中的に受けているが、名目上の監査委員で退席しているのではないかということもあって、2年やったほうが実質的な役割が果たせるのではないか。そういう意味では2年のほうがいいと思うが、実際にやった人が、議員の役割も大事なので、その辺がうまく2年耐えられるかどうか悩みどころである。1年で全うできれば1年のほうがいいと思う。

大野議員：議会運営委員会で最終結論が出ていないが、前年の監査は、質問はいいのではないかという、そういう申し合わせをしようという方向性が出た。正式に決定したかどうか曖昧になっているのでいけないが、前年の監査の方は中間監査までしか見ていないからいいのではないかという議論があったというのは、報告は受けていた。最終決定になっていないところが問題である。

堀議員：質問の範囲については、明文化してはどうか。申し合わせ事項として、もう少しきちんと。できる、できないだけでなく、どういう範囲で、何を肝に銘じて質問するべきか、してはいけないかというところ、きちんと書き表す必要がある。それと、梅村副会長の言う2年のメリットはそればかりではないと思うし、退席する意味は、執行機関側の人間としてのことを重視しただけの話であって、あくまで形式論にすぎないと思う。質問することと、退席することとは別問題だと私は理解している。

大野議員：春日井市議会では監査委員も議決に加わるそうだ。

宮川会長：監査しているのは、前年度の方のほうが多いわけだが、最終的に報告書として上げる時は、(当年度の)議選の監査委員がサインして出す。そういう意味合いで言うと、提出者が賛否を問うというのはいかなものかというのが、今までの岩倉の考え方に基づいた進め方だと理解している。多くは前年度かもしれないが、最終責任は当年度の監査委員が担うべきであるし、それは行政一般においても同じことで、絶えず切れ目なくサイクルを回しているわけだが、問題が露見した時、何らかの課題が発生した時

は、それは前年度の課長がやったことなので私知りませんというのは通用しない。同じロジックである。

梅村副会長：そういった意味だと1年でも良いと思う。引き継いだ人がしっかりとやれば良いと思う。経験値でより良い働きができる、役割を果たせるという面でいけば、1年経験した人が、また2回目、3回目をやれば良い気もするので、制度上は1年でもやっていけると感じた。

堀議員：今まで1年でやってきたので、それはやれるが、経験者からすれば、監査の実態は、1時間足らずですごい量の書類を見てやっているわけで、コツをつかむには、監査委員としての経験が必要となる。1年目は、機能しないわけではない、機能させなければいけないし努力しなければいけないが、より一層、市のために働く、監査として機能を発揮するのであれば、2年続けてやったほうが良いと、経験者は必ず思うはずである。

宮川会長：今のところ意見としてはおおむね出たと思う。2年にするメリットを主張する方と、現行で問題ない、疑問を投げかける方と、だいたいの疑問・意見は出たと思う。今後、ここで出た意見を前提に議運で話し合うテーブルに載せるのかどうか。

黒川議員：ここで議論になっていないが、選出の仕方だが、従来通り話し合い調整でいくのか、監査委員をやりたいという希望・意欲のある人の道をどうするのか、推薦と立候補制、併用して進めることもいいのではないか。所信表明まで言うと大げさだが、意欲のある方の道も開いてはどうか。

宮川会長：個人的な意見だが、議長に関しては、議会を代表して、自分が今後任期の間に何をしたいのかということが大切だと思う。明文化して何をやるのかを、みなさんの前で説明して、それをみなさんが納得できるのかどうかということが大きなところである。監査委員というのは、議会として何をやってもらいたいのかということのを突き詰めていくわけではなく、議会の中からこの人が適任かどうかということ判断し推薦し、市長の下で決定するという手続きになるので、選挙みたいなかたちではなく、やりたい人間は表明してもらえばいいが、人選をする中で、みなさんがどう判断し、100%ということはなかなか人間ないので、こういうことをお願いしたいと付け加えたうえで、1人選出するという手法が、今行われていることだと思うので、監査委員に関しては、その部分は、今の体制でも支障はないと捉えている。

黒川議員：私が申し上げたのは、議会人事に係ることは、代表者会議でやるが、我々は会派制をとっているの、それぞれの会派からこの人を出してきても、第1会派の発言に押され気味なところがあるのではないか。会派の推薦と共に、会派では推薦は得られなかったが、監査をやらせていただ

きたいという希望、意欲があれば、そういう方の道を閉ざしてはいけないということで、同一会派で、推薦で上がる方と、推薦で上がらなかったが自分でやりたいと、複数出てくる可能性がある、それを、これは議会が市長に推薦するので、選挙とは関係ない話である。任意の代表者会議の中で合意に達しなければいけないから、私は意欲がある方の道は閉ざしてはいけないと思う。会長が言われたことはその通りだが、せめてテーブルに載せる、人柄を見極めていくことが大事だろうと思う。人物本位だと思う。宮川会長：議会人事そのものの在り方をどう捉えるかという大きな課題になると思う。

堀議員：議長の意見に賛成する。議会人事もだいぶ変わってきて、議長も立候補制になったし、監査委員についても、意欲がある人が手を挙げてという道は、合意して認めていくということでしょうか。

宮川会長：制度上、やりたい人が表明することを妨げないという前提の枠組みを今後決めていくことに関しては、異論がなければ、議会としては進めていきたいと思う。

梅村副会長：複数年期の議論から話が逸れている。

宮川会長：2年制の議論に関しては、課題となるべきものは出尽くした。それをどうクリアしたうえで決定するかは議運の中の話になると思う。まだ意見を言いきっていないという方がいれば、ここで受ければいい話である。結論が見えない中で同じ意見が飛び交うようであれば、それは時間の無駄という表現はよくないが、正規のところで議論していただくのが望ましい。まだ早いというのであれば、そういう意見を言うていただければ、まだ調整が必要だと判断すれば、別の機関で調整して、またこの会議であげていけばよい。

須藤議員：監査の立候補制は決まっていますよね。意見が出ただけである。私は今まで通りの、話し合いで決めていただきたい。

梅村副会長：議運で2年、期間を決めていただいてもいいと思うが、大野議員が言われたように、発言のことや質疑のことも合わせた上で決めたらどうかと思う。

宮川会長：発言制約に関しては、監査にかかる著書もあるし、一つの指針としては議論されて出てきているので、それに基づいて、岩倉なりの明文にしていくことに関しては、異論はないと思う。それに基づいて選出された人間が判断すればよい。ちゃんとした指針は作るべきである。議選の選出方法は、議長から提案があったばかりなので、それに関して意見が今後出てくると思う。色々な方面で研究して、幅広い議論ができればよいと思う。ただ、議長が言われた主旨としては、やる気のある人間に蓋をしてしまう

ことは避けたいので、今の制度で5月を迎えたとしても、そういう意見があって、そういう主旨で、各会派として選出する、もしくは、同じ会派で出たとしても、その意見を上から一方的に抑えるべきではないということではないか。

黒川議員：誤解のないように言うておく。立候補という言葉が良くなかった。立候補表明の機会を与えるという意味で捉えていただきたい。

宮川会長：想像の域を脱しないが、過去に圧倒的多数を持っていたH26の頃というのは、会派の中で複数人が手をあげても、会派の中で調整が行われてきた。そういうことをいかに排除し幅広いところから人選していくのか、そういう観点で議長は言われたと理解する。15人しかいない人材なので、フル活用できる体制をどうとっていくのかが、議会基本条例推進協議会の主旨である。この件に関してどのようにするか。複数年制について議運に送付するということで、会長としては、敢えて言わせてもらおうと、エイヤーと進めるべきものではないので、しっかり議運で議論していただいて、市民に示すことができるような形で結論付けていただきたい。議運に送付したいが、いかがか。

(異議なし)

宮川会長：異議なしということで、議運に送付する。